

国民健康保険加入者で、「生活習慣病で治療中」のため特定健康診査を受診しない人へ

治療中の人でも特定健康診査の対象者です！

「検査結果」を情報提供してください

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

特定健康診査と同じような検査を医療機関で受けている人は、その検査結果を、医療機関を通じて市へ情報提供することで、特定健康診査を受診したものとみなすことができます。

医療機関を受診するときに、

- ① 特定健康診査受診券(ピンク色)
- ② 国民健康保険証
- ③ 治療中患者情報提供票



を提出し「情報提供をお願いします」とお伝えください。

医療機関で検査項目が確認され、市へ情報提供が行われます。

- * 情報提供に費用はかかりません。
- * 県内の医療機関(長浜赤十字病院や市立長浜病院など一部医療機関を除く)や関ヶ原町の医療機関(関ヶ原クリニック、浅野医院)で、情報提供の手続きができます。
- * ①③は5月下旬に郵送している特定健康診査の案内(オレンジ色の封筒)に同封していますが、紛失した場合、再発行しますので保険課へ連絡してください。
- * 検査項目が足りない場合は、医療機関での特定健康診査または市の集団健康診査を受診してください。

職場で健康診査を受けた人へ

国民健康保険加入者で、職場の健康診査を受けた場合も、市の特定健康診査の対象です。

職場で受診した場合は、健康診査の結果を健康づくり課(山東庁舎 ☎55-8105)または保険課へ提出してください。

今後の市の集団健診

※詳しくは、5月下旬に郵送している案内(オレンジ色の封筒)をご覧ください。

日程	場所	受付時間	対象地域
10月	20日(木)	9時～10時45分	全地域
	21日(金)		
	22日(土)		
	23日(日)		
	25日(火)		

受診料
500円

平成25年度～平成27年度の3年間、継続して特定健康診査を受診した人は、受診料が無料です。
※対象者には無料の受診券を送付しています。

持ち物

受診券・国民健康保険証
質問票・尿の検体・受診料

がん検診も同時に実施しています。詳しくは「健康づくりガイド」または「広報まいばら9月1日号」をご覧ください。

健診受診率が上がれば、みなさんの国民健康保険税が安くなります！
受診率の向上にご協力をお願いします。